

I 県北家畜保健衛生所の概要

1 沿革

- 昭和24年 8月 1日 川西家畜保健所を旧川西町(現大田原市)に設置
- 昭和24年 8月 5日 野崎家畜保健所を旧野崎村(現大田原市)に設置
- 昭和25年 9月 1日 家畜保健衛生所法の施行により川西及び野崎家畜保健衛生所と改称
- 昭和26年 3月 31日 氏家家畜保健衛生所を旧氏家町(現さくら市)に設置
- 昭和28年 3月 31日 野崎家畜保健衛生所を狩野家畜保健衛生所と改称し、狩野村(現那須塩原市)に移転
- 昭和29年 8月 16日 那須家畜保健衛生所を那須町に設置
- 昭和41年 4月 1日 川西、狩野、那須家畜保健衛生所を西那須野家畜保健衛生所として整備統合、那須家畜保健衛生所を那須支所と改称、川西家畜保健衛生所を廃止
- 昭和42年 3月 31日 西那須野町(現那須塩原市)狩野に新築移転
- 昭和46年 4月 1日 那須支所を廃止し、検査課を新設
- 昭和55年 4月 1日 西那須野町(現那須塩原市)緑に新築移転
- 平成12年 4月 1日 氏家家畜保健衛生所管内の那須郡4町(現那須烏山市、那珂川町)を管内に組み入れ、県北家畜保健衛生所と改称、氏家家畜保健衛生所を廃止
- 平成15年 4月 1日 県北家畜保健衛生所附属検査施設を県酪農試験場(現畜産酪農研究センター)敷地内に新設
- 令和2年 2月 25日 現在地に新設移転

2 所在地

〔県北家畜保健衛生所〕

〒329-2713 栃木県那須塩原市千本松800-3

TEL 0287-36-0314 FAX 0287-37-4825

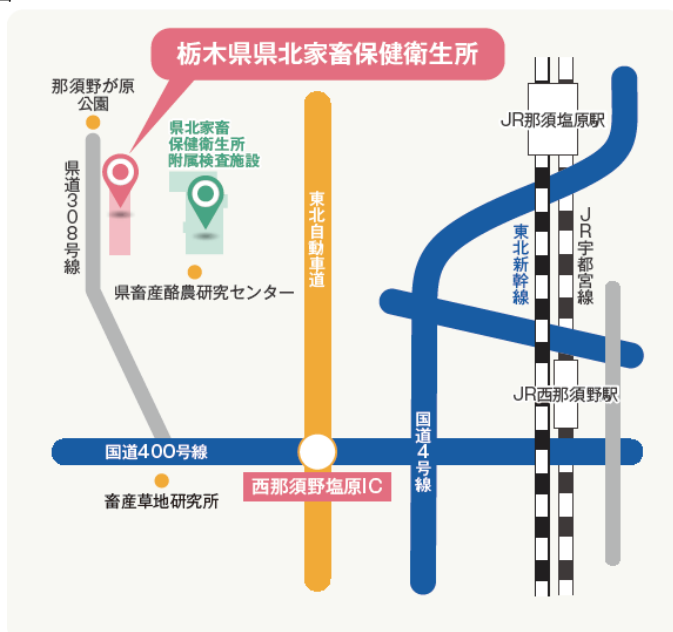
〔県北家畜保健衛生所附属検査施設〕

〒329-2747 栃木県那須塩原市千本松298-24

TEL 0287-37-7212 FAX 0287-39-7202

3 案内図

◇総合案内図



◇ 県北家畜保健衛生所及び県北家畜保健衛生所附属施設案内図



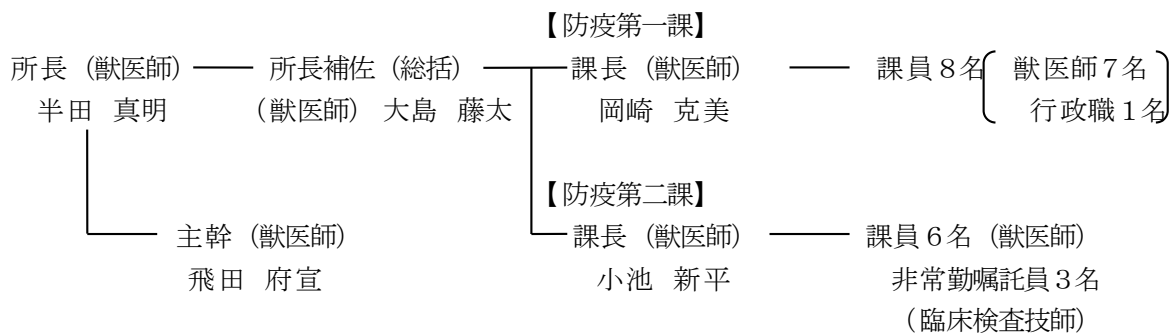
4 組織及び業務内容

県北家畜保健衛生所は、家畜保健衛生所法（昭和25年法律第12号）に基づき、栃木県行政機関設置条例（昭和39年3月条例第1号）により、地方における家畜衛生の向上を図り、もって畜産の振興に資することを目的に設置されている。

(1) 組織（令和4年4月1日現在）

〔人員〕 21名（獣医師18名、行政職1名）

〔職員構成〕



(2) 業務内容

ア 防疫第一課

- ・ 所内庶務に関すること
- ・ 施設等管理に関すること
- ・ 家畜伝染病予防事業の総括に関すること
- ・ 特定家畜伝染病に関すること
- ・ 飼養衛生管理基準に関すること
- ・ 定期報告に関すること
- ・ 病性鑑定に関すること
- ・ IT化に関すること
- ・ 情報発信・収集・報告に関すること
- ・ 家畜衛生の普及・啓発及び相談に関すること
- ・ 検査精度管理（信頼性確保）に関すること
- ・ 備蓄資材の管理に関すること
- ・ 死亡牛のBSE検査に関すること
- ・ 畜産環境対策に関すること

イ 防疫第二課

- ・ 家畜伝染病予防事業に関すること
- ・ 家畜伝染病及び家畜伝染性疾病の防疫に関すること
- ・ 慢性疾病対策に関すること
- ・ 牧野衛生に関すること
- ・ 放牧予定牛に関すること
- ・ 輸出入検査に関すること
- ・ 家畜自衛防疫指導に関すること
- ・ 家畜衛生対策事業の総括に関すること
- ・ 畜産物安全性向上対策事業に関すること
- ・ 医薬品医療機器等法に関すること
- ・ 獣医師法及び獣医療法に関すること
- ・ 家畜改良増殖法に関すること
- ・ 削蹄師、装蹄師及び家畜商に関すること
- ・ 検査精度管理（検査部門）に関すること
- ・ 毒劇物の管理に関すること

5 管内の概要

(1) 特色

栃木県の北部に位置し、本県畜産の主産地である那須地域の3市2町を管轄区域としている。北は福島県、東は茨城県に隣接していることから、県境における防疫にも留意しながら事業を実施している。

ア 乳用牛は、飼養戸数が県内の約69%、飼養頭数が約74%を占めており、本州一の酪農地帯である那須塩原市を中心に、本県酪農の中核を担っている。飼養戸数が減少傾向にある一方で大規模化が進んでいる。

イ 肉用牛は、飼養戸数が県内の約57%、飼養頭数が約54%を占めている。那須塩原市、那須町を中心に黒毛和種繁殖雌牛の飼養頭数が多く、県内の主要な繁殖地帯となっており、矢板家畜市場への出荷頭数も多く、他の市場に比較して受精卵産子の割合が高いため、全国的

にも和牛生産基地として有名である。また、肥育技術も優れており、とちぎ和牛をはじめ、高品質な肥育牛の産地として、市場の評価も高い。

ウ 豚は、飼養戸数が県内の約38%、飼養頭数が約63%を占め、大規模な企業経営の農場が多い。

エ 鶏は、採卵鶏の飼養戸数が県内の約23%、飼養羽数が約38%であるが、県内最大規模の農場がある。肉用鶏は飼養戸数が県内の約38%、飼養羽数が約23%である。

オ 馬は、飼養戸数が35戸で県内の約44%、飼養頭数が389頭で県内の約38%で、競走馬、乗用馬及び観光施設での展示用馬等が飼養されている。

カ 蜜蜂は、飼養戸数が78戸で県内の約3割、飼養群数が2,216群で県内の約2割が飼養され採蜜や施設園芸に利用されているが、近年は趣味的な少群飼養者が増えている。

(2) 管内の家畜飼養頭羽数 (R4. 2.1 現在、家保調べ)

畜種	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	肉用鶏
戸数	403戸	439戸	56戸	56戸	8戸
頭羽数	41,447頭	45,529頭	231,061頭	2,490,357羽	84,811羽

(3) 図

